平成２２年（フ）第１０９６号
大阪府高石市羽衣１丁目14番23号
債務者　有限会社花好酒店
代表者取締役　村田　俊一
1　決定年月日時　平成22年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野城　大介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年11月８日午後２時30分
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第２５２号
神戸市西区伊川谷町前開1417―３
債務者　株式会社ＲＹＵＫＥＮ
代表者代表取締役　佐藤　隆一
1　決定年月日時　平成22年８月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　津久井　進
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年11月９日午前10時
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第４１７号
岐阜市江添３丁目５番５―101
債務者　株式会社スフィーダ
代表者代表取締役　倉谷　　晃
1　決定年月日時　平成22年８月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小島　浩一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年11月25日午前10時
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第５５１０号
大阪府池田市西本町６番３号
債務者　株式会社共益社
代表者代表取締役　土肥トシ子
1　決定年月日時　平成22年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　清水　良寛
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２２年（フ）第１６４５号
福岡市東区和白東２丁目32番８号
債務者　汾陽　尚永
1　決定年月日時　平成22年８月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安部　健志
4　破産債権の届出期間　平成22年９月14日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年11月８日午後２時
6　免責意見申述期間　平成22年10月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１０６号
北海道登別市登別東町５丁目22番地29
債務者　峰崎　孝子
1　決定年月日時　平成22年８月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　朝倉　　靖
4　破産債権の届出期間　平成22年９月３日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月30日午後３時
6　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２２年（フ）第２９８号
香川県小豆郡土庄町見目甲1179番地
債務者　森田　正彦
1　決定年月日時　平成22年８月９日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高橋　顕児
4　破産債権の届出期間　平成22年９月21日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年11月18日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第１０７４号
仙台市泉区寺岡２丁目２番地の17
債務者　牧野　園子
1　決定年月日時　平成22年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　皆川　　潤
4　破産債権の届出期間　平成22年９月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年11月４日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１９１号
福島市上鳥渡字しのぶ台11番地の10
債務者　大河内真美子
1　決定年月日時　平成22年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　駒田　晋一
4　破産債権の届出期間　平成22年９月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年11月８日午前10時
6　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで
福島地方裁判所

平成２２年（フ）第５２６号
岡山市北区栢谷1453番地26
債務者　荻野　　要
1　決定年月日時　平成22年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　加瀬野忠吉
4　破産債権の届出期間　平成22年10月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年11月11日午後２時
6　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１７９号
宮城県大崎市田尻字町223番地
債務者　只野　新治
1　決定年月日時　平成22年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　冨田　成人
4　破産債権の届出期間　平成22年９月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年11月11日午前10時20分
6　免責意見申述期間　平成22年10月７日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２２年（フ）第７３号
福島県郡山市香久池１丁目13番17号　ヴァルビゾンハイツⅡ203号、申立時の住所福島県白河市明戸145番地１　ガーデンコートＡ102
債務者　伊藤　　学
1　決定年月日時　平成22年８月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮本多可夫
4　破産債権の届出期間　平成22年９月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年10月25日午後２時
6　免責意見申述期間　平成22年10月８日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２２年（フ）第８５号
福島県西白河郡泉崎村大字泉崎字谷地久保50番地４　サンコーポラス泉崎104号、前住所福島県西白河郡泉崎村大字関和久字上野舘210番地３
債務者　田崎　　中
1　決定年月日時　平成22年８月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　湯坐麻里子
4　破産債権の届出期間　平成22年９月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年10月25日午前11時45分
6　免責意見申述期間　平成22年10月８日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２２年（フ）第８６号
福島県西白河郡泉崎村大字泉崎字谷地久保50番地４　サンコーポラス泉崎104号、前住所福島県西白河郡泉崎村大字関和久字上野舘210番地３
債務者　田崎三千枝
1　決定年月日時　平成22年８月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　湯坐麻里子
4　破産債権の届出期間　平成22年９月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年10月25日午前11時45分
6　免責意見申述期間　平成22年10月８日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２２年（フ）第３５号
兵庫県たつの市龍野町末政164番地６
債務者　入江　英麿
1　決定年月日時　平成22年８月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菊井　　豊
4　破産債権の届出期間　平成22年９月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年10月26日午後４時
6　免責意見申述期間　平成22年10月８日まで
神戸地方裁判所龍野支部